

# 家庭問題としての「子どもの貧困」 —「沖縄限定版選択的ベーシックインカム」で考える—

末吉 重人

沖縄国際大学講師

**【梗概】** 近年日本においても子どもの貧困が国の政策課題の一つとして取り上げられてきているが、こと沖縄県は子どもの貧困率が29.9%（2015年）と全国一の水準で、その対策が緊急課題となっている。とくに子どもの貧困は、家庭の貧困を意味することを考慮したときに、家庭に対する支援という形で進める「沖縄限定版選択的ベーシックインカム」施策はその有効な対応策になりうるだろう。

Key Words : 沖縄の子どもの貧困, 相対的貧困, 日本の貧困問題, ベーシックインカム, 沖縄の祖国復帰, 沖縄特別振興法

## 1. はじめに

かねてからOECD（経済協力開発機構）諸国におけるわが国の子どもの貧困率が高いという指摘があった。子どもの貧困問題に積極的に取り組む日本財団の推計によると、1989年に10%、2012年に16.3%（6人に1人）と跳ね上がり話題を呼んだが、最新の調査では13.9%（7人に1人、2015年）と下降している（図1）。約7人に1人



図1 子どもの相対的貧困率の推移

### ■すえよし・しげと

1956年生まれ。1978年3月日本福祉大学卒。1991年米国Unification Theological Seminary 宗教教育学修士課程修了（M.R.E.）、2001年3月沖縄国際大学大学院社会文化専攻課程修了（M.S.）、2000年から現職。社会福祉士、精神保健福祉士、法務省委嘱保護司、法務省委嘱人権擁護委員。

が相対的貧困状態にあるという。

これを受けて2013年、議員提案として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定、翌年から施行され、本格的な子どもの貧困対策が始まった。主な子どもの貧困対策は内閣府によると、①子どもの貧困率の確定、②学校教育における学力保障、③学校を窓口として福祉関連機関との連携、④地域による学習支援、⑤高等学校での就学推進支援、⑥幼児教育の無償化、等である。

沖縄県は、2015年10月に全国に先駆けて県内の子どもの貧困率を推計した。その結果は推計で29.9%、当時3人に1人という全国の倍の相対的貧困児童の存在が明らかとなった。かねてから沖縄の子どもの貧困は、深夜徘徊率がずば抜けて多く全国一であることなどから、かなりの数にのぼるのではないかとされていたが、それが裏付けられる結果となった。

沖縄県の対策は、①子どもの貧困実態調査、②就学援助制度の周知と利用促進、③通院・入院等の医療サービスの充実、④通学費の援助、等が行われた。2016年には島尻あい子元沖縄

担当大臣が、内閣府から沖縄の子どもの貧困対策費として10億円の予算を得ることができ、それによってさらに、子どもの居場所作りが、①子ども食堂での食事支援、②無料塾での学習支援、③これらの居場所での生活支援・キャリア形成、等の対策が行われることになった。また、学校におけるスクール・ソーシャル・ワーカーの配置も拡大された。

実は相対的貧困の概念は定義によっていろいろなバリエーションが存在する。ここではOECDの「等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員」を用いる。また、国民の所得を正確に把握することも容易でないといわれる。したがって、これらはあくまでも推計となるしかない。厚労省も国民生活基礎調査においてOECDと同じ定義で相対的貧困率を推計している。

## 2. ベーシックインカムの先行研究

ベーシックインカム（以下、BI）とは、政府が国民に対して一定の金額を支給し、その代り生活保護などの従来型の福祉的経済支援を行わないというものである。BI研究には長い歴史があるが、ここではその詳細には触れず、沖縄の状況下での応用という点に集中して検討したい。

一般論として、BIを非現実的と批判する論点は、第一に実現するための財源が膨大過ぎること、第二に労働しない者が増加し国家の生産力が低下するのではないか、等の理由である。

しかし、現状の社会福祉及び社会保障政策の財政的問題が行き詰まりを見せる中、外国ではBIを政策化するための試行錯誤が続いている。インターネット上のBusiness Insider Japanによると、現在も含めてこれまで8カ国と、一部地域でBIが実験的に実施されている。それらは、ケニア（2016年から）、フィンランド（2017～2018年）、米カルフォルニア州オークラ

ンド（2016年半ばから）、オランダ・ユトレヒト州（2017年後半から）、カナダ・オンタリオ州（2017年後半から）、インド（2010年から1年半ほど）、イタリア・リボルノ市（2017年進行中）、ウガンダ（2017年）であるという。

アフリカでは政府ではなく、欧米系慈善団体が一部地域を対象に実験的に行っている。スイスではBI実施の国民投票が2016年6月に行われ、結果は否決された。しかしBIの支給額が一人当たり29万円<sup>2)</sup>というとてもない金額であったため、この実現可能性はもとより低かったと言わざるを得ない。しかしながら、新たな社会保障の方途を模索して、BIは再び注目を集めている。

BIを全国レベルで行う試算を示すことが、BIの現実性への理解の一助となるものと思われるため、原田泰の試算を紹介しよう<sup>3)</sup>。大学のキャリアだけの学者の場合、BIが生存権保障との関連で語られがちであり、政策論がやや観念的になる傾向があるが、原田は、元財務省総合政策研究所次長で政策を作る側から早稲田大学の特任教授となり、具体的なBI案を提示している。

原田は2012年のデータを基に、20歳以上の国民（1億492万人）に月7万円、20歳未満の国民（2260万人）に月3万円をBIとして支給するという。

原田の推計によると、この支給額は、現状の社会政策が行われるなかで一番現実的にBIを行うためにはじき出されたものであるという。支給額の根拠の詳しい内容には立ち入れないが、そうするとBIに必要な合計額は年間9兆63千億円となるという。当然、わが国の一般会計予算が約100兆円程度であるため、予算をすべてBIにつぎ込めと言うのかとの批判が巻き起ころう。

しかしわが国の予算は、一般会計予算とは別に特別会計予算約400兆円（平成28年度）が存在する。特別会計予算から社会保障（医療保険費・年金等）・社会福祉関係予算が支出されており、一般会計予算からの社会福祉関係予算と

合わせて社会保障給付費と呼び、その額は平成26年度で112兆円となっている。このなかにはわが国で利用されている年金・医療・社会福祉のすべてが含まれている。

この112兆円との金額を考えれば、原田が提案するBIの費用96兆3千億円は十分ペイできるということにもなるが、そうすると、すべての現存する社会保障制度を廃止してBIのみの社会保障制度にするという、極めて大幅な国家改造のようなややこしい議論となる。やや革命に近いような国家改造を想定しなければならない。おそらくそうした煩雑さを避けるためと思われるが、原田は現行の社会保障制度を大きく変化させることを避け、最小限の細工でBIの実現可能性を提示したという。

原田がBIの財源として提示したのは、以下の項目からの転用である。まず基礎年金16.6兆円、子ども手当1.8兆円、雇用保険1.5兆円となる。これに加えて公共事業費から5兆円、中小企業対策費から1兆円、農業水産事業費から1兆円、地方自治体民生費の福祉費から6兆円、生活保護費から1.9兆円、地方交付税から1兆円を削り取って足すと35.8兆円となる。

これとは別にBIの基礎的財源となるものは、所得税である。原田は、理屈を分かりやすくするために所得に一律30%の課税をすることを想定する。現行の高額所得者の税率が最高税率40%、あるいは45%であるため、それよりは低率となり、高額所得者のみならず、原田は低所得者には有利に、中所得者には変化はないと説明している<sup>4)</sup>。雇用户報酬と自営業者の所得の合計した混合所得は257.5兆円であり、これに30%の所得税を掛けて得られる77.3兆円がBIの基礎的財源となるという。先に示したBIの総額96兆3千億円は、BIの基礎的財源となる77.3兆円と各分野から削り取った35.8兆円を足せば十分に足りるとの試算を示している。

この試算については、筆者の理解を超えるた

め詳細には立ち入らない。全国規模でBIを実施する場合の予算のねん出法のひとつとして提示したまでである。筆者の目的は、BIの沖縄限定版である。

全国では課題が大きいものの、沖縄県で実施するとなれば、その課題は小さくなる。人口規模が小さい点と、沖縄には国からの特別予算が支給され、それをある程度の財源にできるからである。

### 3. 沖縄へのBI適用の歴史的理由

周知のように沖縄は、第二次世界大戦においてわが国唯一の地上戦が行われた地域となり、その戦況は陰惨を極めた。しかも戦後は27年間米軍の統治下にあり、本土から切り離された状況下に置かれた。

1972年に県民念願の祖国復帰が実現し、日本政府は10兆円弱の資金を投下し、本土並みの生活環境の建設に努めた。しかしその10兆円は、県民全般には行きわたらなかったことが、『沖縄の不都合な真実』<sup>5)</sup>において指摘された。もちろん、道路建設・学校の新設、各種公共機関の建設など公共財は県民全体の資産であり、その受益を県民すべてが受けただろう。

筆者が高校2年生(1972年)の時に祖国復帰が行われたが、それまではプールと体育館を所有する学校は数えるほどしかなかった。それも小規模のものに過ぎなかったがしかし、復帰を記念した特別国体(若夏国体)が1973年5月に開催され、それに向けて学校整備が行われた結果、まずは体育館が各校に建設された。炎天下での部活が、体育館内での部活に変わった年となったことを鮮明に覚えている。

しかし肝心の県民全体の生活そのものを押し上げる賃金は期待されたほど上昇せず、最低賃金は毎年、全国最下位となり県外と格差が大きい。当然のこととして所得も最下位である。こうした格差を「全国一」<sup>6)</sup>と形容し、基地の見返

り振興策が40年以上投下され、約10兆円もつぎ込まれた資金によって潤ったのは公務員と大企業のみで、それが貧困層には行き渡らない構造が作られてしまったと前出の『沖縄の不都合な真実』は指摘する。

そうした歴史的事情を踏まえれば、沖縄県民の相対的貧困層にBIを適用する理由は十分、考えられる。アリストテレスは正義が踏みにじられた場合「正しきを回復するための匡正的正義」を行わなければならないと指摘し、また加害者が明確な場合がそれは賠償になるとしている<sup>7)</sup>。戦後の沖縄の経済的貧困は、経済界が必ず指摘する、多分に南方系のゆったりした県民性によるところにあるかもしれない。いわゆる生産性の低さ問題である。しかし、政策的問題もなしとしないというのが筆者の立場である。

社会正義論を展開する米国の哲学者ジョン・ロールズを解説した川本隆史は、社会正義の第一原理は、基本的自由が他人の自由と両立する限りにおいて保障されるべきとする一方、第二原理として、社会的・経済的不平等が「全員の利益になる」ことと「全員に開かれている地位や職務に付随する」場合に可能であるとしている<sup>8)</sup>。川本は後半部分を解説して、社会的に「最も不遇な立場にある人々の期待便益を最大化すること」が正義であるとする。

これを沖縄県に引きつけて考えてみれば、復帰後投下された日本政府の補助金を受けることが出来ず、現在も相対的貧困状態にある人々の「期待便益を最大化すること」が社会正義になる、ということになる。沖縄県外にも相対的貧困層の人々は存在するものの、沖縄の辿ってきた歴史を鑑みると、沖縄限定版の選択的BIを実施する理由は、十分にあると思われる。

#### 4. 子どもの貧困=家庭の貧困と貧困文化について

ここで強調しておかなければならないこと

は、当然のことながら子どもの貧困とは家庭の貧困を意味するということである。子どもが家庭から独立して存在しているわけではなく、家庭に属する者として生活しているため、そうした関係が成立することになる。それは全国的にもそうであり、沖縄県においてもそうである。

データは少し古くなるが、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部部長の阿部彩のデータ（『子どもの貧困－日本の不公平を考える』（岩波新書2008年）を認定NPO法人3keysが表1にまとめている<sup>9)</sup>。世帯類型による貧困の状況が一目瞭然となっている。

表1 世帯類型による貧困状況

	人口 構成比	貧困率	貧困層 構成比
両親と子のみ世帯	63.2%	11.0%	50.0%
三世帯世帯	28.5%	11.0%	23.0%
母子世帯	4.1%	66.0%	19.1%
父子世帯	0.6%	19.0%	1.0%
高齢者世帯	0.1%	NA	NA
その他世帯	3.4%	29.0%	7.0%

（阿部彩『子どもの貧困』より、データ制作特定非営利法人 3keys）

この表からわかることは、貧困率が高くなるのは母子世帯で66.0%、次いで父子世帯19.0%と繋がる。その他の世帯29.0%は要因が複数であろうから、比較の対象とすることは難しい。それに比べて、両親やその祖父母と同居する子どもの貧困率は11.0%と比較的低い。その理由は、家庭のなかに働き手がひとりいるのと二人いる場合の違いであることは明らかであろう。

かつて筆者は家族の機能として、家族維持機能をあげ、その内容を稼得・家事・育児とした<sup>10)</sup>。その稼得における問題が子どもの貧困問題なのである。しかし、現在沖縄県や国で行われている子どもの貧困対策は、子どもの周辺への支援に集中している。例えば、居場所作りとし

での、子ども食堂、無料塾、就学援助の拡大、保育料の無料化などである。稼得の中心となる、母子世帯であれば母親、父子世帯であれば父親への稼得増加には力点が置かれていない。その母親なり父親への資本の投下を可能にするものとして筆者はBIを提案するのである。

しかし国や県が、相対的貧困の親にではなく、子どもへの支援に重点を置いている理由が想像できなくもない。端的に言って、親に支援金を適正に運用できるかどうかの疑いを持っていると考えられる。こうした問題は、社会学において「貧困文化」として知られている。

貧困文化は米国の人類学者でイリノイ大学のオスカー・ルイス(1914～1970年)によって考案された。ルイスはメキシコの五つの貧困家庭を研究し、著書『貧困の文化—メキシコの“五つの家族”』(1959年)<sup>11)</sup>を著し、その中で、貧困者が貧困生活を次の世代に受け継ぐような生活習慣や世界観を伝承しているという「貧困文化」があると指摘した。

貧困はさまざまな社会資源を欠くことになるため、それは親から子への「サブカルチャー」として70パターンもの形式で世代間連鎖し、子どもの世界観、熱望、および知識に影響を及ぼし、貧困を永続させる傾向があるメカニズムを持つとしたのである。

しかしオスカーの貧困文化論はその後に批判を受けることになる。オスカーの指摘した70パターンもの特徴は、その後の調査ですべての下層階級において継承されるわけではないことが判明した。

1974年に、人類学者キャロル・スタックは、貧困文化論には政治的な意図が込められているとの批判を行った。貧困層の所得を向上させる意味がないこととして、そうした政策を採用する必要がない根拠にされて来たというのである。その結果は、貧困層の賃金は低く設定してもい

いことになったという。

つまり、米国内における低賃金の労働者を確保するための理論となっているという指摘である。1990年代以降、貧困文化を支持する学者は少数派に転落した。

筆者は、ルイスの議論を典型的な米国文化の価値観を示しているものと理解する。マックス・ウェバー(1864～1920年)は、西洋に世界初の近代資本主義が誕生した理由をカルバン派の生活態度(エートス)に求め『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(1904年)を著わしたが、その着想を得たのはまさしく病氣療養のために訪れた米国においてであった。

米国で世俗外禁欲を実践するピューリタン(清教徒)たちの信念は、神から与えられた天職を熱心に励み、節約した生活を送れば必ず裕福となれるとのベンジャミン・フランクリン(1706～1790年)の言葉であった。その思想は米国人のアメリカン・ドリームに引き継がれ、信仰をもって熱心に働きさえすれば、貧困になることはないとの信念になるのである。貧困になるのは、当人の信仰のなさか、あるいは神の永遠の呪いを受けている場合(カルバンの二重予定説)に限られるのである。これを世俗的バージョンに変換すれば、信仰のなさ＝貧困文化、と置き換えることが出来るのではないだろうか。

しかし近年、貧困の世代間連鎖は改めて注目されている。もともとルイスの『貧困の文化』には、貧困家庭について結論めいたことが書かれているわけではない。ルイスが見てきた五つのメキシコ人家族に関する事実を丹念に叙述しているだけである。序文を書いた米国の人類学者でありピューリッツァー賞作家でもあるオリバー・ラ・ファージ(1901～63年)はそのなかで「私が特に印象に残るのは、彼ら(筆者注：貧困家庭)の全般にわたる恒常的な不安、すなわち幸福感、満足感が希薄なこと、愛情が希薄

なことである。…私たちが普通『愛』という言葉で意味しているものが…貧しい人々、より下層の人々の間ではまれである<sup>12)</sup>と述べている。

現在でいうところの自己肯定感に乏しい生活が、その後の貧困の連鎖につながっているという指摘は、今日でも、幼児期に虐待を受けた場合のケース研究からみても、連鎖の原因になっているところがあり、オリバーのルイスへの理解も今日に通じるものがあるのではないだろうか。

沖縄県内でも生活保護世帯が三代にわたって登場する事態が現実のものとなっているである。低所得世帯は子どもの教育投資に力をいれることも、また強い関心を持つことも難しいため、上位の学校に進む可能性、その上に高所得の職を得る可能性も低下する。

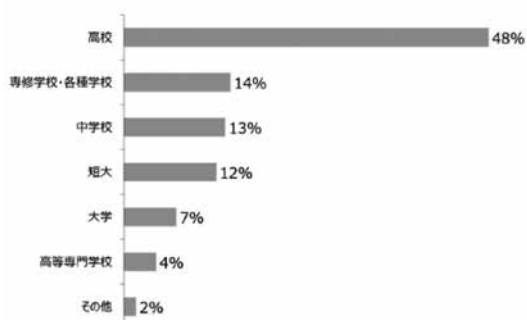


図2 貧困家庭の現実

(出典：「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」)

最近の「貧困文化」のような議論として、フランスの社会学者ピエール・ブルデュー(1930～2002年)の「文化資本」との概念がある<sup>13)</sup>。大雑把に言えば文化資本とは、経済的資本を除く(前提とはなるが)、家庭の持つ子女への教育力のようなものである。たとえば、所得の高い家庭は、日頃から夫婦が教養の高い会話(上流社会の言語)を行い、子どももそれを聞いて学ぶことができるが、所得が低いとそうはなりにくい。学校での教育は上流社会の言語を用いて行われておりその階層の子弟に有利に働く。また高所得階層は、家庭に各種の事典等書物が

あり、子どもが日頃からそうした本を手にする機会が多いのに対し、貧困層で事情は異なる等の内容である。

ブルデューの指摘を前提に考えれば、所得の高い家庭の子どもは、日頃から学ぶ環境にあり、貧困層の子どもとスタート地点が違ってくる。貧困世帯は文化遺産に乏しく、したがってそうした家庭の子どもたちは学校でもいい成績を収めることが出来ず、社会生活でも高い階層に属しにくいことになる。文化資産のない家庭は、いわば貧困文化を持つ家庭であると言えるのである。

これに経済的資本の差が拍車をかけることになる。それは学校選択の際、学力の高い高等教育を受ける事を可能にし、その後には所得の高い職業につき、上流社会に属することになる。残念ながら低所得層の子どもたちはそうではなく、低所得階層に属することの再生産が行われることになっているのは、最近の沖縄の子どもの貧困調査からも明らかとなっている。

## 5. 沖縄限定版選択的ベーシックインカム構想

BIを沖縄限定版とすることにこだわる理由は、筆者の提案する沖縄限定版選択的BIでは、所得税などは想定しておらず、BIの支給だけを念頭においているからである。いわば、納税の義務を果たさず、受給の権利のみを得ることになるからである。その財源は、国が沖縄県に支給している各種の補助金である。これによって、今度は相対的貧困層が平均的な生活にボトムアップできることを目指すのが、筆者の提案の目的とするところである。

BIを全国的レベルで行うとすればさまざまな課題があるだろうことは既に述べたが、沖縄という限定された地域で行うには新たな社会保障制度の実証実験として可能だと思われる。かつ歴史的正当性もある。それに、国が県民に対

して、支給基準を満たし、かつ希望する世帯に支援金を支給するという制度は、基地反対運動に共鳴する沖縄県民の基本的な日本政府に対する“反感”のようなものを、政策によって緩和する効果も併せ持つ可能性がある（久辺三地区・名護漁協・高江地区参考）。

ここで言う支給基準とは、国は相対的貧困ラインを年間可処分所得122万円（2012年）としているが、単身世帯で約122万円／年、2人世帯で約173万円／年、3人世帯で約211万円／年、4人世帯で約244万／年としている。

しかし「沖縄限定版選択的ベーシックインカム構想」（以下、新構想）は現実的には、生活保護が基準になる制度になろう。生活保護費の支給は、各地で異なり非常に複雑であるが、だいたいの基準で考えると独居世帯が月額7.5万円前後+アパート代、夫婦と子ども2人の4人世帯だと140,000円+アパート代、60代夫婦2人世帯だと113,000円+アパート代、単親と子どもの2人世帯130,000円+アパート代となる。これを支給基準として、該当する場合に新制度を選択できることにする。

具体的には、新制度では夫婦のみの世帯が月額14万円に、単親2人世帯10万円になるが、月7万円程度のパートをすれば生活保護基準を上回る収入を得られたため、稼働意欲のある夫婦のみ世帯、単親世帯が新構想を選択する可能性が高く、かつ生活水準を向上させられる可能性が高い。

この制度を選択しない場合、従来の支援制度を継続して利用することも出来る。但し、新制度と既存制度の併用、つまり両方を利用することは出来ない。例えば、稼働出来ない独居世帯（高齢者・障がい者等）は、現状の生活保護制度が有利になるものと思われる。

以下に、大雑把ではあるが、対象となる相対的貧困層の全世帯が新制度を選択した場合の計算を示して、参考とする。正確な数字は県庁・

市町村長・社会保険庁・税務署にあるデータを利用することと、新制度の利用申請がどのくらいになるかによって決定されることになるが、以下に示したものは筆者の推計であり、詳細は今後の課題となる。

#### （１）支給対象：相対的貧困家庭（約7万世帯×2.56人＝約18万人）

現在沖縄県において問題になっている子どもの貧困が、全国が7人に1人に対して、3人に1人との高い比率になっている。全国一の出生率を誇る沖縄県の子どもたちに高等教育を提供できれば日本経済全体にプラス効果となる。

沖縄県の世帯平均人数は2.56人であるところから相対的貧困の年間可処分所得を、国基準の3人世帯約211万円のところを200万円に設定する。このなかには、単身世帯や2人世帯も含まれるため、実際の支給金額はもっと小さくなる。取り敢えず筆者が作成した年収別世帯割合で大雑把に見ると200万円未満の世帯は12.5%。県世帯数56万世帯の7万世帯に相当し、県平均世帯人数が2.56人であるところから、支給対象は約18万人（県民の13%）となる。

#### （２）支給金額：成人7万円、児童3万円。合計1358億円

全国民を対象としたBI実施の場合の経済計算では大人7万円、子ども3万円が一番合理的であるとの原田の指摘に沿って支援金額を決定する。

平成24年の沖縄県の子どもの数は人口の17.6%と全国一となっている。単純計算でBI支給対象人数の17.6%を算出すると、約3.2万人。支給対象18万人から子どもの数を引いた残り14.8万人が大人となる。

しかし実際には、相対的貧困層にはひとり親家庭が多く、子どもの数はもっと多く、大人数は少ないものと思われる。とりあえずの計算

として、大人への支給額が県全体の月額で14.8万人×7万円=103.6億円、子どもに月額で3.2万人×3万円=9.6億円、合計で113.2億円となる。年額に換算すると約1358億円である。

**(3) 財源：現行の各生活保護費(約589億円)＋児童扶養手当(約117億円)＋児童手当(約311億円)＋一括交付金の一部(341億円)**

上記1358億円の財源をどうするかという問題だが、最初に該当者にはほとんどの生活保護世帯を含むと考えて(選択しない者も出て来るだろうが)、これが充当できる。県内保護世帯は全56万世帯中2.41%の13,496世帯が受給しており、県担当課によると2015年度で約588.6億円が支給されている。また、児童扶養手当は昨年度で約117億円。児童手当は昨年度で311億円となっているが、これら世帯も新構想を選択する可能性が高いため、新構想の財源に充当できる。以上、三つの財源を足すと1017億円となり、不足分の約341億円は一括交付金をからねん出する。つまり、沖縄県をベーシックインカム特区として、一括交付金を充当出来るような仕組みをつくる。

**(4) 現在の子どもの貧困対策との関係**

現在、政府や県、民間からの寄付を集めて行われている子どもの貧困対策と沖縄型限定版ベーシックインカム構想とは矛盾しない。子どもの貧困対策は、主に子ども支援を行う仕組みとなっているのに対し、沖縄型限定版ベーシックインカム構想は相対的貧困の家庭に直接支援金を支給する形になっているためである。

**(5) 支給の形式：現金で行う、あるいは現物支給やクーポン制も検討する。**

支給は、対象者の使い勝手がいいように現金で行う。しかし、適正な使用を促すため、余剰となった公務員を再教育しソーシャル・ワーカーとし

て、制度利用者の継続的な支援に当たらせる。

**6. 終わりに**

1972年の祖国復帰以後、政府は10兆円弱の資本を投下して沖縄県の社会インフラの整備に努めた。その成果は大きなものとなり、沖縄県の、例えば道路など、他府県よりよいものである場合も多い。その他に見えない部分での、燃料関連への補助、通信費の軽減など多くの恩恵を受けている。これらはひとえに、沖縄戦への犠牲の賠償的意味合いを持つものであろうし、また27年間の米軍統治への補償でもあるだろう。

こうした日本政府の努力によって沖縄県民の生活環境は随分と向上し、「本土並み」とのスローガンは達成されたのではないかと思われる。

しかしながらまだ課題は残っている。県民所

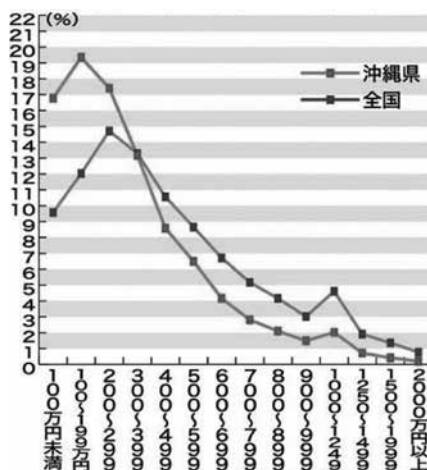


図3 沖縄と全国の所得別世帯数の分布比較 (出典：「平成24年 就業構造基本調査」)

得の格差問題である。もちろん、この分野には個人の自助努力が求められることは自明であろう。しかし貧困が個人の責任なのか社会的影響の方が大きいのかの議論は、社会福祉においては長く行われ、チャールズ・ブース(1840～1916年)のロンドン(貧困)調査(1886年)以来、社会貧困の考え方が主流になっているものと考えたい。



そうした意味において、沖縄県は年収300万円以下の世帯が全国に比べて非常に多い(図3)。こうした年収の低さから、さまざまな社会問題、たとえば、学力の低さ、少年の深夜徘徊の多さ、犯罪発生における青少年の比率の高さ、若年出産の多さとその連鎖等をもたらされる面があると考えられるべきであろう。この層の所得を引き上げることが出来れば、所得格差も解消の方向に大きく進むことは間違いなく、それによって生み出されるであろう家庭の安定から得られる青少年の心の安定と教養が、これらの課題解消に大きく資するものと考えるのである。

そのための家庭支援員のような制度も必要かもしれない。現行の民生委員や児童委員にさらなる負担を強いることは考え難く、現在、子どもの貧困解消に取り組む人々が支援員のような仕組みも担えないかと思う。

沖縄版限定的ベーシックインカムは、こうした支援制度とパッケージで所得格差を是正するひとつの方法として試してみる価値があるものと筆者は考えている。

また沖縄という限定された地域において実証実験を行うことが出来る可能性も秘めていると思う。それは、今後避けられないわが国の将来の社会保障制度の再考に際しても、幾つかのヒントを得られるものとなるだろう。

例えば、幼少期への投資(教育)が、どれほどの将来の利益を生み出すのか、そのプラス・マイナスはどのくらいになるのかの試算、また毎年過去最高を更新する生活保護を卒業する可能性のある労働能力を持つ人々がどのようにBI支給によって変化するのかわからないのか、政府が沖縄に対して約束した3000億円超の一括交付金が支給される「第5次沖縄振興計画」(2012~21年度)の終了期間を1年延長して、次期知事の任期中の時限立法とする手法もある。

今後は相対的貧困の人々を対象とした政策を

打ち出すことが沖縄県にとって重要だと考えるのである。

(2018年7月3日)

(注)

- 1) 平成28年全国57.6%、沖縄県62.1%、平成28年は11,552人、平成27年は18,179人、沖縄県警調べ。
- 2) 「日本経済新聞」2016年4月27日。
- 3) 原田泰『ベーシックインカム—国家は貧困問題を解決できるか』中公新書、2015年、118頁—。
- 4) 同上119頁。
- 5) 大久保潤・篠原章『沖縄の不都合な真実』新潮新書、2015年。
- 6) 同上90頁。
- 7) 社会福祉養成テキスト『現代社会と福祉』2014年第4版、58頁。
- 8) 川本隆史『ロールズ—正義の原理』講談社、2005年、132-134頁。
- 9) <http://3keys.jp/>
- 10) IPP分析レポート「家族論の思想的系譜と家族機能を補完する社会福祉政策の考察—トッド『家族システムの起源』を手掛かりに」7-8頁。
- 11) Oscar Lewis, *Five Families: Mexican Case Studies in the Culture of Poverty*, Basic Books, Inc.1959
- 12) オスカー・ルイス/高山智博訳『貧困の文化—メキシコの〈五つの家族〉』思索社、1985年、3頁。
- 13) ブルデュー/パスロン/宮島喬訳『再生産—教育・社会・文化』藤原書店、1991年、51頁には、「文化資本とは、種々の家族的、教育的働きかけによって伝達されてくるもろもろの財のこと・・・」と定義されている。